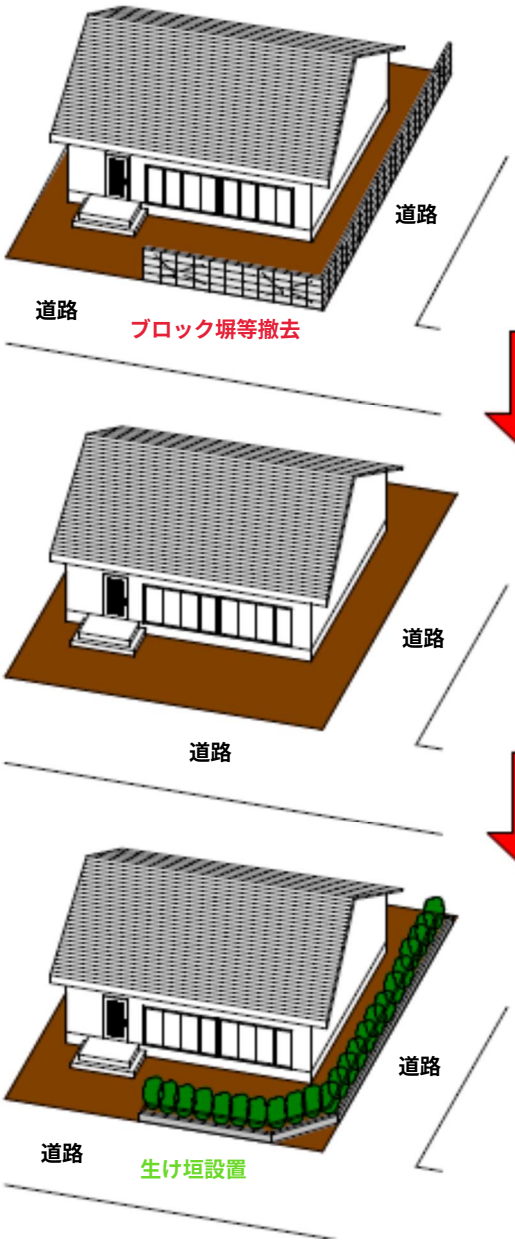


熊谷市ブロック塀等撤去・生け垣設置奨励補助事業のご案内

ブロック塀等の撤去や撤去後の生け垣設置に要する
費用の一部を最大20万円まで補助します！

熊谷市では、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、暑さ対策を推進する目的で、ブロック塀等の撤去や撤去した後の生け垣設置に要する費用の一部を補助しています。

補助事業イメージ



ブロック塀等の撤去工事

上限１０万円の補助

※ブロック塀等の撤去工事のみでも
補助対象となります。

＋

生け垣設置工事

上限１０万円の補助

※ブロック塀等の撤去後に生け垣を
設置する工事が補助対象となります。

合計で最大２０万円の補助

※ブロック塀等の撤去及び生け垣設置工事を
同年度に行う必要があります。

補助の概要

道路に面したコンクリートブロック塀や組積造の塀で、高さが８０センチメートルを超え、地震で倒壊するおそれのあるブロック塀等を撤去する場合や、ブロック塀等を撤去し、替わりに生け垣を設置する場合の費用の一部を補助します。

（１）補助の対象

ブロック塀等

次のすべてに該当するブロック塀等を対象とします。

・道路に１メートル以上面し、高さが８０センチメートルを超えるもの
・地震時に道路への倒壊の危険性があるもの
・明らかな建築基準法違反のないもの

生け垣設置

次のすべてに該当する生け垣を対象とします。

・樹高が植栽時点で８０センチメートル以上であるもの
・延長１メートルにつき２本以上植栽するもの
・設置する延長が２メートル以上であるもの（分断する場合は、各々が１メートル以上であるもの）
・生け垣の前面にブロック等の構造物がある場合は、その構造物の高さが敷地地盤面から６０センチメートル以下であるもの
・生け垣の枝葉が道路と敷地の境界線を越えていないもの
・角敷地に設ける生け垣にあっては、隅切りを設けるもの
・生け垣に適した樹種であるもの

（２）補助金額

①ブロック塀等の撤去に対する補助

・道路に面するもの
　撤去費又はブロック等塀の長さ（ｍ）×１万円の低い方の額の１／２以内（上限１０万円）

②生け垣設置に対する補助

・①の撤去に併せて生け垣を設置した費用又は生け垣の長さ（ｍ）×１万円の低い方の額の１／２以内（上限１０万円）

その他・注意事項

・補助を利用する場合には、市内業者の施工が必要となります。
・申請は、必ずブロック塀等を壊す前・施工業者との契約前に行ってください。ブロック塀等を壊した後の申請は対象外です。
・補助金の活用をお考えの方は、事前に建築審査課までお問合せください。
・予算に達し次第、受付終了となりますのでご注意ください。

【お問合せ先】**熊谷市都市整備部建築審査課**
電話番号　０４９３－３９－４８０９